

改正の概要

山口市抜き打ち検査実施要領（No.48）

1 建設業法施行令の改正に伴うもの（令和6年政令第366号）

関係様式（抜き打ちチェックリスト）の改正をする。

主任技術者等の現場専任が必須となる工事

【旧】請負金額4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上

【新】請負金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上

2 施行期日

令和7年2月1日

新旧対照表	
山口市抜き打ち検査実施要領（No.48）	
新	旧
様式第2添付「抜き打ち検査チェックリスト」の「1 施工体制の確認」の欄外※印の部分 ※1 主任技術者の専任制確認は請負金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の場合実施 ただし、公告等で専任が義務付けられている工事についてはこの限りでない	様式第2添付「抜き打ち検査チェックリスト」の「1 施工体制の確認」の欄外※印の部分 ※1 主任技術者の専任制確認は請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の場合実施 ただし、公告等で専任が義務付けられている工事についてはこの限りでない

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。